

議案第 7 4 号

日野町消防団条例の一部改正について

日野町消防団条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 4 年 1 2 月 1 1 日提出

日野町長 景 山 享 弘

日野町消防団条例の一部を改正する条例

日野町消防団条例（昭和45年日野町条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（目的） 第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第1項、第19条第2項、第23条第1項及び第24条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに消防団員(以下「団員」という。)の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務、公務災害補償及びその他身分取扱いについて定めることを目的とする。	（目的） 第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第15条第1項及び第15条の6の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに消防団員(以下「団員」という。)の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務、公務災害補償及びその他身分取扱いについて定めることを目的とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。